【表紙】

【提出書類】	公開買付報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成21年３月24日
【報告者の氏名又は名称】	日本水産株式会社
【報告者の住所又は所在地】	東京都千代田区大手町二丁目６番２号
【最寄りの連絡場所】	同上
【電話番号】	03-3244-7000（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役総務部長　佐藤 高輝
【代理人の氏名又は名称】	該当事項はありません。
【代理人の住所又は所在地】	該当事項はありません。
【最寄りの連絡場所】	該当事項はありません。
【電話番号】	該当事項はありません。
【事務連絡者氏名】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	日本水産株式会社 （東京都千代田区大手町二丁目６番２号） 株式会社大阪証券取引所 （大阪市中央区北浜一丁目８番16号）

（注１）本書中の「公開買付者」とは、日本水産株式会社を指し、「対象者」とは、株式会社大水を指します。
（注２）本書中の表で計数が四捨五入又は切捨てされている場合、合計欄の数値は必ずしも計数の総和と一致しない場合があります。
（注３）本書中の「法」とは、金融商品取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。）をいいます。
（注４）本書中の「令」とは、金融商品取引法施行令（昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。）をいいます。
（注５）本書中の「府令」とは、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成２年大蔵省令第38号。その後の改正を含みます。）をいいます。
（注６）本書中の「株券」とは、社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号。その後の改正を含みます。）に定義される振替株式をいいます。

１【公開買付けの内容】

(1) 【対象者名】

株式会社大水

(2) 【買付け等に係る株券等の種類】

普通株式

(3) 【公開買付期間】

平成21年２月23日（月曜日）から平成21年３月23日（月曜日）まで（20営業日）

２【買付け等の結果】

(1) 【公開買付けの成否】

公開買付開始公告及び公開買付届出書に記載のとおり、本公開買付けでは、法第27条の13第４項1号に掲げる条件を付しておらず、応募株券等の全部の買付け等を行います。

(2) 【公開買付けの結果の公告日及び公告掲載新聞名】

法第27条の13第１項に基づき、令第９条の４及び府令第30条の２に規定する方法により、平成21年３月24日に株式会社東京証券取引所及び大阪証券取引所において、報道機関に公表いたしました。

(3) 【買付け等を行った株券等の数】

株券等の種類	株式に換算した応募数	株式に換算した買付数
株券	3,235,465（株）	3,235,465（株）
新株予約権証券	―	―
新株予約権付社債券	―	―
株券等信託受益証券（　　）	―	―
株券等預託証券（　　）	―	―
合計	3,235,465	3,235,465
（潜在株券等の数の合計）	―	（―）

(4) 【買付け等を行った後における株券等所有割合】

区分	議決権の数
報告書提出日現在における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数（個）(a)	4,453
aのうち潜在株券等に係る議決権の数（個）(b)	－
bのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数（個）(c)	－
報告書提出日現在における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数（個）(d)	2
dのうち潜在株券等に係る議決権の数（個）(e)	－
eのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数（個）(f)	－
対象者の総株主等の議決権の数（平成20年９月30日現在）（個）(g)	13,517
買付け等後における株券等所有割合 （(a+d)／(g+(b－c)+(e－f))×100）（%）	32.09

（注１）「報告書提出日現在における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(d)」は、各特別関係者が保有する株券等に係る議決権の数の合計を記載しております。
（注２）「対象者の総株主等の議決権の数（平成20年９月30日現在）(g）」は、対象者の平成21年３月期（第74期）第３四半期報告書（平成21年２月17日提出）記載の平成20年９月30日現在の総株主等の議決権の数です。但し、本公開買付けにおいては単元未満株式及び対象者の関連会社であるムラカミ食品株式会社が保有する対象者株式についても買付け等の対象としていたため、「買付け等後における株券等所有割合」の計算においては、同報告書記載の平成21年２月16日現在の発行済株式総数（15,324,819株）から、同報告書には対象者が保有する自己株式数が千株単位で記載されているため、対象者が平成21年２月17日付で公表した平成21年３月期第３四半期決算短信記載の平成20年12月31日現在対象者が保有する自己株式数（1,441,846株）を控除した13,882,973株に係る議決権の数13,882個を「対象者の総株主等の議決権の数（平成20年９月30日現在）(g）」として計算しております。
（注３）「買付け等後における株券等所有割合」については、小数点以下第３位を四捨五入しています。

(5) 【あん分比例方式により買付け等を行う場合の計算】

該当事項はありません。